

# 「指定通所介護」「共生型生活介護」 「共生型自立訓練（生活訓練）」「共生型自立訓練（機能訓練）」 運営規程

## （目的）

第1条 社会福祉法人日新会が開設する「指定通所介護」「共生型生活介護」「共生型自立訓練（生活訓練）」「共生型自立訓練（機能訓練）」（以下、「事業」とする。）事業所「デイサービスあかし」は、要介護状態にある高齢者及び障害者に対し、適正な通所介護、生活介護、自立訓練（生活訓練・機能訓練）のサービスを提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活指導、養護、家族介護教室、健康チェック、機能訓練、送迎・入浴・食事その他日常生活全般にわたるサービスを提供し、利用者の自立、生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、リハビリと心のケアを重視し、家族との連携の中で在宅生活の継続を可能にする為の支援をする。「事業」の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 「事業」を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 デイサービスあかし
- （2）所在地 山梨県甲府市上町2473番地

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名  
事業所の運営を管理、総括し職員を指揮監督する。
- （2）生活相談員 2名以上  
利用者の相談対応、生活指導及び企画運営にあたる。
- （3）介護職員 6名以上  
利用者の日常生活全般にわたる介護を担当する。
- （4）看護職員 2名以上（看護課看護職員との連携）  
利用者の健康管理、保健指導及び生活指導にあたる。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上  
利用者の機能訓練指導にあたる。
- (6) 運転手 1名以上  
利用者の送迎、介助にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 通常サービス提供時間 9:00～16:15
- (3) 延長サービス提供時間 8:00～ 9:00、16:15～21:00
- (4) 営業時間（通常） 8:15～17:15

(利用定員)

第6条 「事業」の利用定員は1日40名とする。

(内容及び利用料)

第7条 「事業」の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定受領サービスであるときは、負担割合に応じた額とする。

- (1) 生活指導及び訓練
- (2) 養護
- (3) 家族介護教室
- (4) 健康チェック
- (5) 機能訓練指導
- (6) 事業所と居宅間の送迎サービス
- (7) 入浴の介助（一般浴・機械浴）
- (8) その他日常生活全般にわたるサービス

2 前項に規定するもののほか、別紙「料金表」に掲げる利用料については、利用者又はその家族に対しそのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（「通所介護計画」「生活介護計画」「自立訓練（生活訓練）計画」「自立訓練（機能訓練）計画の作成等）

第8条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、利用者をとりまく状況を十分に把握し、個別にサービス計画を作成する。

2 計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに交付する。

3 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行い、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、甲府市（城東・若松町・青沼・朝氣・砂田町・国玉町・太田町・湯田・酒折・相生・南口町・青葉町・幸町・里吉・伊勢・蓬沢・蓬沢町・上阿原町・住吉・七沢町・中小河原・中小河原町・住吉本町・増坪町・西高橋町・上条新居町・古上条・上小河原町・下小河原町・上町・小瀬町・上今井町・西油川町・宮原町・大里町・中町・下鍛冶屋町・堀之内町・東下條町・下今井町・落合町・高室町・小曲町・里吉町・善光寺・東光寺・右左口町・上曾根町・上向山町・下曾根町・下向山町・白井町・心経寺町・中畠町とする）、昭和町、中央市、笛吹市石和町、南アルプス市（但し、南アルプス市は共生型生活介護・生活訓練・機能訓練のみ）とする。

(利用者に対する留意・禁止事項)

第10条 次の場合、職員は利用者に対し特に留意を要する。

- (1) 37度以上の熱が出て、下がってから3日経っていない場合。
- (2) ひどい皮膚疾患がある場合。
- (3) 急な食欲低下が見られる場合。
- (5) また、入浴前の健康チェックで37度以上の熱がある場合、血圧が170mmHgを越えているなど、入浴に適さない状態である場合。

2 利用者は次の行為をおこなってはならない。

- (1) 飲酒
- (2) 他の利用者への迷惑行為

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員は、サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する定め)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおりとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する職員会議を定期的に開催する。
- (2) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を6か月に1回実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者（委員）をおく。

### （身体拘束等の適正化）

第13条 事業所は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次のとおりとする。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する職員会議を定期的に開催する。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

### （非常災害対策）

第14条 非常災害に関する諸計画を立てておくとともに、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

### （その他運営に関する重要事項）

第15条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人日新会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

付則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

付則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

付則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成21年8月24日から施行する。

付則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

付則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

付則

この規程は、令和元年7月21日から施行する。

付則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

付則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

# 通所介護事業所 デイサービスあかし

## 〈重要事項説明書〉

### 1. 事業者の名称

事業者の名称	社会福祉法人 日新会		
所在地	山梨県甲府市上町2473番地		
代表者氏名	理事長 平嶋 道治		
電話番号055-226-6580	FAX 番号055-226-6503		

### 2. 事業所名称等

事業所の名称	通所介護事業所 デイサービスあかし		
所在地	山梨県甲府市上町2473番地		
介護保険事業者番号	1970101216	指定年月日	平成15年5月1日
管理者の氏名	小松 和彦		
電話番号055-226-6580	FAX 番号055-226-6503		
利用者定員	40名		

### 3. グループの事業

事 業 の 種 類	介 護 保 險		利用定員
	指定年月日	指定番号	
ユニット型介護老人福祉施設	平成15年3月24日	1970101166	57人
認知症対応型共同生活介護	平成15年4月1日	1970101174	18人
居宅介護支援事業	平成15年5月6日	1970101547	
短期入所生活介護(空床型)	平成16年5月1日	1970101166	空床と同数
短期入所生活介護(併設型)	平成20年10月1日	1970101166	20人
認知症対応型通所介護	平成20年10月1日	1990100172	12人
地域密着型介護老人福祉施設	平成24年12月3日	1990100396	29人
地域密着型通所介護	平成25年9月1日	1970103832	15人
共生型通所介護	平成31年1月1日	1910102431	40人
特定相談支援	令和2年2月1日	1930102676	
一般相談支援	令和5年5月1日		
障害児相談支援	令和5年5月1日	1970103519	

### 4. デイサービスあかしが、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

サービス提供日	年中無休
通常サービス提供時間	9:00～16:15 ※延長サービス有
営業時間	8:15～17:15

- ①送迎、機能訓練、食事提供、入浴介助(一般浴・特別浴)、口腔機能向上、栄養改善
- ②このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止になるよう、適切にサービスを提供します。
- ③サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすく説明します。不明な点はいつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。

- ④サービスの提供時に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に利用者の身体に接触する設備、器具等については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。

## 5. 職員体制

職種	数	区分				資格等	
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1名		1名				
生活相談員	2名以上	1名以上	1名以上			社会福祉主事、他	
介護職員	6名以上	6名以上	1名以上	1名以上	1名以上	介護福祉士、他	
看護職員	2名以上					看護師、准看護師	
機能訓練指導	1名以上	1名以上	1名以上			理学療法士、柔道整復師	
運転手	1名以上						

## 6. 通常の事業の実施地域

甲府市:城東・若松町・青沼・朝氣・砂田町・国玉町・太田町・湯田・酒折・相生・南口町・青葉町・幸町・里吉・伊勢・蓬沢・蓬沢町・上阿原町・住吉・七沢町・中小河原・中小河原町・住吉本町・増坪町・西高橋町・上条新居町・古上条・上小河原町・下小河原町・上町・小瀬町・上今井町・西油川町・宮原町・大里町・中町・下鍛冶屋町・堀之内町・東下条町・下今井町・落合町・高室町・小曲町・里吉町・善光寺・東光寺・右左口町・上曾根町・上向山町・下曾根町・下向山町・白井町・心経寺町・中畠町

昭和町、中央市、笛吹市:石和町、

## 7. 通所介護計画

- ①当事業所ではあなたの心身の状況やご希望、環境を踏まえて、機能訓練などの目標、目標を達成するための具体的なサービス内容、を記載した通所介護計画を作成します。
- ②この通所介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

## 8. 利用料

(単位:単位数)

介護サービス費用(1日)	要介護度1 (※)	658
	要介護度2 (※)	777
	要介護度3 (※)	900
	要介護度4 (※)	1,023
	要介護度5 (※)	1,148
	入浴介助加算Ⅰ	40
	個別機能訓練加算Ⅰ 1	56
	個別機能訓練加算Ⅰ 2	76
	生活機能向上連携加算Ⅱ 2(一月につき)	100
	口腔機能向上加算Ⅰ(月2回)3ヶ月	150
	栄養改善加算(月2回)	200
	若年性認知症受入加算	60
	認知症加算(日常生活自立度Ⅲ以上)	60

	サービス提供体制加算Ⅲ	6
	処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×90／1000(1月につき)

- ① 甲府市は地域区分が「7級地」であるため上記表の単位数に 10.14 円を乗じたものが基本料金、負担割合証に応じて1割・2割又は 3 割が自己負担となります。
- ② 送迎時における居宅内介助を行います(電気の消灯・点灯、ベッドへの移乗、窓の施錠など)
- ③ 送迎減算:事業所が送迎を行わない場合、片道につき 47 単位減算になります。
- ④ 同一建物減算:事業所と同一建物に居住または同一建物からデイサービスを利用する場合は 94 単位減算になります。

その他の費用	食費	朝食 380円 昼食 500円(おやつ代含む) 夕食 500円
	通常サービス提供時間外延長サービス(16:15～18:00)	1時間延長ごとに 500円 ※1時間未満の場合も500円となります。
	洗濯代 1 枚88円 日用生活費、教養娯楽費、おむつ代等 実費	

※介護度に応じた基本利用料は事業所の通常サービス提供時間の料金です。

なお、利用時間によっては別に定めてありますのでご相談下さい。

#### 【通常の送迎範囲を超えた場合の送迎費用】

片道1km当たり47円をご負担いただきます。

#### 【利用者が選定する特別な食事に関する費用】

予め、利用者の選択により外食・注文食・行事食など、上記に定める通常の食事提供に要する費用では困難な場合にはその実費相当額をご負担いただきます。

- ① 提供を受ける通所介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払い頂きます。
- ② 事業所では翌月15日位までにサービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細を作成し、請求書に添付して送付します。
- ③ 毎月の利用料は、翌月26日までに預金口座自動振替の制度でお支払い下さい。  
(他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出下さい。)

#### 9. 苦情申し立て・苦情の対応・相談窓口

当事業所において以下の窓口をもうけ、別途定める規定により対応を行います。

担当者名	平嶋 恵子
苦情申し立て方法	当事業所内に投函箱を用意しております。 また、電話、FAX でも受け付けております
電話番号	055-226-6580 FAX 番号055-226-6503

- [1] 通所介護支援に関する利用者様又は家族からの相談・苦情に対して迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置・担当者の配置 事実関係の調査の実施・改善処置・利用者又は家族に対する説明・記録の整備・その他必要な処置を講ずる。

受付時間 午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分

上記のほかに、次の機関へも苦情申し立てができます。

市町村担当窓口 甲府市福祉支援室長寿介護課経営係 TEL055-237-5473

笛吹市保健福祉部介護保険課 TEL055-261-1903

国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口

TEL055-233-9201 【受付】水曜日9:00~16:00

※苦情処理第三者委員

委員名	電話番号
前島 守	055-224-3062
内藤 いずみ	055-241-3258

#### 10. 緊急時の対応

サービス利用中に、体調の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに、主治医や家族に連絡する等の必要な措置を講じます。

#### 11. 非常災害時の対策

消防計画その他災害対策計画に基づき、対応を行います。

#### 12. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合には、いつまでも交付しますので、お申し出下さい。

#### 13. 事故発生時の対応

通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに家族及び後見人に連絡を行うとともに、利用者様に対して、応急処置。医療機関への搬送等必要な処置を講じます。発生した事故は、内容によっては基準に基づき、保険者、居宅支援事業所への報告を行います。事故により、利用者に損害が発生した場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者側に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

#### 14 第三者評価の実施状況 当事業所では第三者評価は実施しておりません。

令和 年 月 日

デイサービスあかしのサービス提供に際し、本書面に基づき説明を行いました。

通所介護 デイサービスあかし 説明者 \_\_\_\_\_

デイサービスあかしのサービス提供について本書面をもって説明を受け、同意しました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

身元引受け人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

# 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業運営規程 (介護予防通所介護)

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人日新会が運営する「デイサービスあかし」が行う通所型サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導、養護、家族介護教室、健康チェック、機能訓練、送迎・入浴・食事サービスその他日常生活全般にわたる介護を提供し、利用者の自立、生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、リハビリと心のケアを重視し、家族との連携の中で在宅生活の継続を可能にする為の支援をする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスあかし
- (2) 所在地 山梨県甲府市上町2473番地

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
事業所の運営を管理、総括し職員を指揮監督する。
- (2) 生活相談員 2名  
利用者の相談対応、生活指導及び企画運営にあたる。
- (3) 介護職員 6名以上  
利用者の日常生活全般にわたる介護を担当する。
- (4) 看護職員 2名  
利用者の健康管理、保健指導及び生活指導にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上  
利用者の機能訓練指導にあたる。
- (6) 運転手 1名以上  
利用者の送迎、介助にあたる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) サービス提供時間 9:00~16:15
- (3) 延長サービス提供時間 16:15~21:00
- (4) 営業時間(通常) 8:15~17:15

(通所型サービスの利用定員)

第6条 利用定員は1日40名とする。

(通所型サービスの内容及び利用料)

第7条 通所型サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所型サービスが法定受領サービスであるときは、その1割・2割又は3割の額とする。

- (1) 生活指導
- (2) 養護
- (3) 家族介護教室
- (4) 健康チェック
- (5) 機能訓練指導
- (6) 事業所と居宅間の送迎サービス
- (7) 入浴の介助(一般浴・機械浴)
- (8) その他日常生活全般にわたる介護

2 前項に規定するもののほか、別紙「料金表」に掲げる利用料については、利用者又はその家族に対しそのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通所型サービス計画の作成等)

第8条 通所型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分に把握し、通所型サービス計画を作成する。

- 2 計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに交付する。
- 3 利用者に対し、通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行い、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、甲府市(城東・若松町・青沼・朝氣・砂田町・国玉町・太田町・湯田・酒折・相生・南口町・青葉町・幸町・里吉・伊勢・蓬沢・

蓬沢町・上阿原町・住吉・七沢町・中小河原・中小河原町・住吉本町・増坪町・西高橋町・上条新居町・古上条・上小河原町・下小河原町・上町・小瀬町・上今井町・西油川町・宮原町・大里町・中町・下鍛冶屋町・堀之内町・東下條町・下今井町・落合町・高室町・小曲町・里吉町・善光寺・東光寺・右左口町・上曾根町・上向山町・下曾根町・下向山町・白井町・心経寺町・中畠町とする)、昭和町、中央市、笛吹市石和町、とする。

(サービス利用者に対する留意・禁止事項)

第10条 次の場合、職員は利用者に対し特に留意を要する。

- (1) 37度以上の熱が出て、下がってから3日経っていない場合。
- (2) ひどい皮膚疾患がある場合。
- (3) 急な食欲低下が見られる場合。
- (5) また、入浴前の健康チェックで37度以上の熱がある場合、血圧が170mmHgを越えているなど、入浴に適さない状態である場合。

2 サービス利用者は次の行為をおこなってはならない。

- (1) 飲酒
- (2) 他の利用者への迷惑行為

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員は、通所型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する定め)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおりとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する職員会議を定期的に開催する。
- (2) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を6か月に1回実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者(委員)をおく。

(身体拘束等の適正化)

第13条 事業所は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次のとおりとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する職員会議を定期的に開催する。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に関する諸計画を立てておくとともに、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人日新会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業(介護予防・通所介護相当)  
デイサービスあかし 重要事項説明書

1. 事業者の名称

事業者の名称	社会福祉法人 日新会
所在地	山梨県甲府市上町2473番地
代表者氏名	理事長 平嶋 道治
電話番号055-226-6580	FAX 番号055-226-6503

2. 事業所名称等

事業所の名称	デイサービスあかし		
事業の種類	介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業(介護予防・通所介護相当)		
所在地	山梨県甲府市上町2473番地		
介護保険事業者番号	1970101216	指定年月日	平成15年5月1日
管理者の氏名	小松 和彦		
電話番号055-226-6580	FAX 番号055-226-6503		
利用者定員	40名		

3. グループの事業

事業の種類	介 護 保 険		利用定員
	指定年月日	指定番号	
ユニット型介護老人福祉施設	平成15年3月24日	1970101166	57人
認知症対応型共同生活介護	平成15年4月1日	1970101174	18人
居宅介護支援事業	平成15年5月6日	1970101547	
短期入所生活介護(空床型)	平成16年5月1日	1970101166	空床と同数
短期入所生活介護(併設型)	平成20年10月1日	1970101166	20人
認知症対応型通所介護	平成20年10月1日	1990100172	12人
地域密着型介護老人福祉施設	平成24年12月3日	1990100396	29人
通所介護	平成25年9月1日	1970103832	15人
共生型通所介護	平成31年1月1日	1910102431	40人

4. デイサービスあかしが、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

サービス提供日	年中無休
通常サービス提供時間	9:00～16:15 ※延長サービス有
営業時間	8:15～17:15

- ①送迎、機能訓練、食事提供、入浴介助(一般浴・特別浴)、口腔機能向上、栄養改善
- ②このサービスの提供にあたっては、あなたの要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ③サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすく説明します。不明な点はいつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。
- ④サービスの提供者に用いる設備、器具等については、安全・衛生に常に注意します。特に

利用者の身体に接触する設備、器具等については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。

## 5. 職員体制

職種	数	区分				資格等	
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
生活相談員	3	1	2			社会福祉主事他	
介護職員	16	8	1	6	1	介護福祉士、他	
看護職員	6		4		2	看護師、准看護師	
機能訓練指導	3	1	2			理学療法士、柔道整復師	
運転手	5			2	3		

## 6. 通常の事業の実施地域

甲府市:城東・若松町・青沼・朝氣・砂田町・国玉町・太田町・湯田・酒折・相生・南口町・青葉町・幸町・里吉・伊勢・蓬沢・蓬沢町・上阿原町・住吉・七沢町・中小河原・中小河原町・住吉本町・増坪町・西高橋町・上条新居町・古上条・上小河原町・下小河原町・上町・小瀬町・上今井町・西油川町・宮原町・大里町・中町・下鍛冶屋町・堀之内町・東下条町・下今井町・落合町・高室町・小曲町・里吉町・善光寺・東光寺・右左口町・上曾根町・上向山町・下曾根町・下向山町・白井町・心経寺町・中畠町

昭和町 中央市 笛吹市:石和町、

## 7. 「介護予防・第一号事業」介護計画

- ①当事業所ではあなたの心身の状況やご希望、環境を踏まえて、機能訓練などの目標、目標を達成するための具体的なサービス内容、を記載した介護計画を作成します。
- ②この介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

## 8. 利用料

(単位:単位数)

基本利用料 (1月当たり)	事業対象者・要支援1 (※)	1,798
	事業対象者・要支援2 (※)	3,621
	口腔機能向上加算Ⅰ	150
	生活機能向上連携加算Ⅱ	200
	栄養改善加算	200
	一体的サービス提供加算(2種類実施)	480
	若年性認知症利用者受入加算	240
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	
	事業対象者・要支援1	24
	事業対象者・要支援2	48
介護職員等待遇改善加算Ⅱ		所定単位数×90／1000

①甲府市は地域区分が「7級地」であるため上記表の単位数に10.14円を乗じたものが基本料金となり、負担割合証に応じて1割・2割又は3割が自己負担となります。

その他の費用	食費	朝食 380円 昼食 500円(おやつ代含む) 夕食 500円
	通常サービス提供時間外延長サービス(16:15~18:00)	1時間延長ごとに500円 1時間未満の場合も500となります
	洗濯代 1枚88円 日用生活費、教養娯楽費、おむつ代等 実費	

※介護度に応じた基本利用料は事業所の通常サービス提供時間の料金です。

なお、利用時間によっては別に定めてありますのでご相談下さい。

※介護予防の方の保険外宿泊サービスはありません。

※通常の送迎範囲を超えた場合の送迎費

片道1キロメートル当たり47円を負担いただきます。

※利用者が選定する特別な食事に関する費用

予め、利用者の選択により外食・注文食・行事食など、上記に定める通常の食事提供に要する費用では困難な食事についてはその実費相当額を負担いただきます。

①提供を受ける「介護予防・第一号事業」介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払い頂きます。

②事業所ではあなたに対し、翌月15日位までにサービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細を作成し、請求書に添付して送付します。

③毎月の利用料は、翌月26日までに預金口座自動振替の制度でお支払い下さい。  
(他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出下さい。)

## 9. 苦情申し立て

当事業所において以下の窓口をもつけ、別途定める規定により対応を行います。

担当者名	平嶋 恵子
苦情申し立て方法	当事業所内に投函箱を用意しております。 また、電話、FAXでも受け付けております
電話番号	TEL055-226-6580 FAX055-226-6503

※ 通所介護支援に関する利用者様又は家族からの相談・苦情に対して迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置・担当者の配置 事実関係の調査の実施・改善処置・利用者又は家族に対する説明・記録の整備・その他必要な処置を講ずる。

受付時間 午前9時00分～午後6時00分

上記のほかに、次の機関へも苦情申し立てができます。

市町村担当窓口 甲府市福祉部介護保険課 TEL055-237-5473

笛吹市保健福祉部介護保険課 TEL055-261-1903

国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口

TEL055-233-9201 【受付】水曜日9:00~16:00

※苦情処理第三者委員

委員名	電話番号
前島 守	055-224-3062
内藤 いずみ	055-241-3258

#### 10. 緊急時の対応

サービス利用中に、体調の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに、主治医や家族に連絡する等の必要な措置を講じます。

#### 11. 非常災害時の対策

消防計画その他災害対策計画に基づき、対応を行います。

#### 12. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合には、いつまでも交付しますので、お申し出下さい。

#### 13. 事故発生時の対応

通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに家族及び後見人に連絡を行うとともに、利用者様に対して、応急処置。医療機関への搬送等必要な処置を講じます。発生した事故は、内容によっては基準に基づき、保険者、居宅支援事業所への報告を行います。事故により、利用者に損害が発生した場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者側に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

#### 14. 第三者評価の実施状況 当事業所では評価の実施はしておりません。

令和 年 月 日

デイサービスあかしのサービス提供に際し、本書面に基づき説明を行いました。

説明者

デイサービスあかしのサービス提供について本書面をもって説明を受け、同意しました。

利用者

住 所

氏 名 印

身元引受人

住 所

氏 名 印

続 柄

# 指定認知症対応型及び指定介護予防認知症対応型 通所介護事業運営規定

## 第1章 事業の目的と運営の方針等

### 第1条（事業の目的）

社会福祉法人新会が開設する指定認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所「デイサービスあかし NT」は、認知症である要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。

### 第2条（運営の方針）

利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導、養護、家族介護教室、健康チェック、機能訓練、送迎・入浴・食事サービスその他日常生活全般にわたる介護を提供し、利用者の自立、生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、リハビリと心のケアを重視し、家族との連携の中で在宅生活の継続を可能にする為の支援をする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスあかし NT  
(2) 所在地 山梨県甲府市上町2473番地

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

### 第4条（職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
事業所の運営を管理、総括し職員を指揮監督する。  
(2) 生活相談員 1名以上  
利用者の相談対応、生活指導及び企画運営にあたる。  
(3) 介護職員 1名以上  
利用者の日常生活全般にわたる介護を担当する。  
(4) 看護職員 1名以上  
利用者の健康管理、保健指導及び生活指導にあたる。  
(5) 機能訓練指導員 1名以上  
利用者の機能訓練指導にあたる。  
(6) 運転手 1名  
利用者の送迎、介助にあたる。

## 第3章 営業日及び営業時間と定員

### 第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休 月曜日から金曜日までとする。  
(2) 通常サービス提供時間 9:00~16:15  
(3) 延長サービス提供時間 8:00~9:00、16:15~18:00  
(4) 営業時間（通常） 8:15~17:15  
但し、利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではない。

### 第6条（利用者の定員）

事業所の利用定員は1日12名とする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

## 第4章 設備及び備品等

### 第7条（食堂及び機能訓練室）

利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂及び機能訓練室、テーブル・椅子等や目的に応じた機能訓練器具を備えるものとする。

### 第8条（相談室）

利用者に対する通所介護に供するための相談室を設けるものとする。

### 第9条（その他の設備）

その他静養室、消火設備、災害に際して必要な設備を備えるものとする。

## 第5章 同意と契約

### 第10条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

### 第11条（受給資格等の確認）

サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援・要介護認定の有無及び認定の有効期間の確認を行う。

## 第6章 サービスの提供

### 第12条（サービスの内容及び利用料金）

サービスの内容は次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定受領サービスであるときは、負担割合証に応じて、その1割・2割又は3割の額とする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等）
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 事業所と居宅間の送迎サービス
- (7) その他日常生活全般にわたる介護

2 前項に規定するもののほか、別紙「料金表」に掲げる利用料については、利用者又はその家族に対しそのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の甲府市内に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用
- (2) 提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

### 第13条（介護計画の作成）

介護サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分に把握し、個別に介護計画を作成する。

2 介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに交付する。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行い、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

### 第14条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、甲府市内の以下の地区（城東・若松町・青沼・朝氣・砂田町・国玉町・太田町・湯田・酒折・相生・南口町・青葉町・幸町・里吉・伊勢・蓬沢・蓬沢町・上阿原町・住吉・七沢町・中小河原・中小河原町・住吉本町・増坪町・西高橋町・上条新居町・古上条・上小河原町・下小河原町・上町・小瀬町・上今井町・西油川町・宮原町・大里町・中町・下鍛冶屋町・堀之内町・東下條町・下今井町・落合町・高室町・小曲町・里吉町・善光寺・東光寺・右左口町・上曾根町・上向山町・下曾根町・下向山町・白井町・心経寺町・中畠町）とする。

### 第15条（利用料の変更）

介護保険法関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、13条に規定する利用料を変更することができる。

2 前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し同意を得るものとする。

## 第7章 留意事項

### 第16条（利用者に対する留意事項）

- (1) 37度以上の熱が出て、下がってから3日経っていない場合。
- (2) ひどい皮膚疾患がある場合。
- (3) 急な食欲低下が見られる場合。
- (4) また、入浴前の健康チェックで37度以上の熱がある場合、血圧が170mmHgを越えているなど、入浴に適さない状態である場合。

### 第17条（食事）

利用中の食事は特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取する。

### 第18条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、所定の場所以外は禁煙とする。

#### 第19条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。

#### 第20条（禁止行為）

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与える、又はこれらを持ち出すこと。

#### 第21条（虐待防止に関する定め）

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおりとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する（タブレット端末等を活用することも可能）とともに、その結果について職員に周知徹底する。
- (2) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を6か月に1回実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者（委員）をおく。

#### 第22条（身体拘束等の適正化）

事業者は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次のとおりとする。

- (1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的に開催する（タブレット端末等を活用することも可能）とともに、その結果について職員に周知徹底する。
- (2) 身体拘束等の適正化の為の指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的に実施する。

#### 第23条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わぬことにより、要支援・要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

## 第8章 職員の服務規律と質の確保

#### 第24条（服務規律）

事業者及び従業員は、介護保険法関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては常に以下の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

#### 第25条（衛生管理）

事業者は、感染症の発生及び蔓延防止のためのマニュアルを整備し、職員に対し研修を行う。

2 職員は、感染症の発生及び蔓延防止のために必要な措置を講じる。

#### 第26条（職員の質の確保）

事業者は、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

#### 第27条（個人情報の保護）

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを遵守する。

2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講ずる。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

4 事業者は、個人情報保護法に則り、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

#### 第28条（緊急時の対応）

事業者及び職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には速やかに主治医等に連絡するなどの必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

#### 第29条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末の記録、対応の協議により再発防止に努める。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。但し、事業者及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はその限りではない。

#### 第30条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 非常災害その他の緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るために年2回以上非難その他の必要な訓練を実施する。

### 第10章 その他

#### 第31条（地域との連携）

事業所の運営に当っては、地域住民又は住民活動との連携や協力をを行うなど、地域との交流に努める。

#### 第32条（勤務体制）

利用者に対するサービスの提供は、職員によって行う。事業者は適切なサービスが提供できるよう職員の体制を定める。

#### 第33条（記録の整備）

事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結に日から2年間保存するものとする。

#### 第34条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、第三者委員を選任するなどの必要な措置を講ずる。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、山梨県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、同会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告する。

#### 第35条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

#### 第36条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人日新会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

#### 附則

この規定は、平成20年10月1日から施行する。

#### 附則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附則

この規定は、平成27年7月1日から施行する。

#### 附則

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

#### 附則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附則

この規定は、令和4年11月1日から施行する。

**認知症対応型及び介護予防認知症対応型  
通所介護事業所 デイサービスあかし NT**

**〈重要事項説明書〉**

**1. 事業者の名称**

名称	社会福祉法人 日新会		
所在地	山梨県甲府市上町 2473番地		
代表者氏名	理事長 平嶋 道治		
電話番号 055-226-6580	FAX 番号 055-226-6503		

**2. 事業所の名称等**

事業所の名称	デイサービスあかし NT		
所在地	山梨県甲府市上町 2473番地		
介護保険事業者番号	1990100172	指定年月日	平成 20 年 10 月 1 日
管理者の氏名	小松 和彦		
電話番号 055-226-6580	FAX 番号 055-226-6503		
利用者定員	12名		

**3. グループの事業**

事業の種類	介 護 保 険		利用定員
	指定年月日	指定番号	
ユニット型介護老人福祉施設	平成 15 年 3 月 24 日	1970101166	57人
認知症対応型共同生活介護	平成 15 年 4 月 1 日	1970101174	18人
居宅介護支援事業	平成 15 年 5 月 6 日	1970101547	
通所介護	平成 15 年 5 月 1 日	1970101216	40人
短期入所生活介護(空床型)	平成 16 年 5 月 1 日	1970101166	空床と同数
短期入所生活介護(併設型)	平成 20 年 10 月 1 日	1970101166	20人
地域密着型介護老人福祉施設	平成 24 年 12 月 3 日	1990100396	29人
地域密着型通所介護	平成 25 年 9 月 1 日	1970103832	15人
共生型通所介護	平成 31 年 1 月 1 日	1910102431	40人
特定相談支援	令和 2 年 2 月 1 日	1930102676	
一般相談支援	令和 5 年 5 月 1 日		
障害児相談支援	令和 5 年 5 月 1 日		

**4. デイサービスあかし NT が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。**

サービス提供日	月～金曜日（土・日曜日を除き年中無休）
サービス提供時間	9:00～16:15 ※延長サービス有
営業時間	8:15～17:15

**①身体の介護に関するこ**

日常生活活動能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供します

ア. 排泄の介助 イ. 移動、移乗の介助 ウ. その他必要な身体の介助

**②食事に関するこ**

ア. 食事の準備、配膳下膳の介助 イ. 食事摂取の介助 ウ. その他必要な食事の介助

③機能訓練に関するこ

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行います。

④アクティビティ・サービスに関するこ

ア. レクリエーション イ. 音楽活動 ウ. 製作活動 エ. 行事的活動  
オ. 体操 カ. 休養（養護）

⑤送迎に関するこ

ア. 移動、移乗動作の介助 イ. 送迎

⑥相談、助言に関するこ

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

ア. 疾病や障害に関する理解を深めるための相談、助言

イ. 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談、助言

ウ. 自助具や福祉機器、居住環境の整備に関する相談、助言

エ. その他在宅生活全般にわたる必要な相談、助言

5. 職員体制

職種	数	区分				資格等	
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
生活相談員	2	1	1				
介護職員	2	1		1		介護福祉士	
看護職員	3				3	看護師、准看護師	
機能訓練指導員	3				3	看護師、准看護師	

6. 通常の事業の実施地域

甲府市：城東・若松町・青沼・朝氣・砂田町・国玉町・太田町・湯田・酒折・相生・南口町・青葉町・幸町・里吉・伊勢・蓬沢・蓬沢町・上阿原町・住吉・七沢町・中小河原・中小河原町・住吉本町・増坪町・西高橋町・上条新居町・古上条・上小河原町・下小河原町・上町・小瀬町・上今井町・西油川町・宮原町・大里町・中町・下鍛冶屋町・堀之内町・東下条町・下今井町・落合町・高室町・小曲町・里吉町・善光寺・東光寺・右左口町・上曾根町・上向山町・下曾根町・下向山町・白井町・心経寺町・中畠町

7. 通所介護計画の作成

- ①当事業所ではあなたの心身の状況やご希望、環境を踏まえて、機能訓練などの目標、目標を達成するための具体的なサービス内容、を記載した通所介護計画を作成します。
- ②この通所介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

8. 利用料

(単位：単位数)

基本利用料 (1日当たり)	要支援 1	773
	2	864
	要介護 1	894
	2	989
	3	1,086

	4	1,183
	5	1,278
入浴介助加算		40
若年性認知症利用者受入加算		60
口腔機能向上加算(1回につき)	要介護	150
口腔機能向上加算(1月につき)	要支援	150
栄養改善加算(1回につき)	要介護	200
栄養改善加算(1月につき)	要支援	200
待遇改善加算Ⅱ	所定単位数×174／1000(1月につき)	

※甲府市は地域区分が「7級地」であるため上記表の単位数に10.17円を乗じた金額の1割・2割又は3割が自己負担となります。

※送迎減算：事業所が送迎を行わない場合、片道につき47単位減算になります。

※同一建物減算：事業所と同一建物に居住または同一建物からデイサービスを利用する場合は94単位減算になります。

その他の費用	食費	朝食 380円 昼食 500円 (おやつ代含む) 夕食 500円
	通常サービス提供時間外延長 サービス(8:00～9:00, 16:15～18:00)	1時間延長ごとに 500円 (1時間未満の場合も 500円となります)
	洗濯代 1枚 88円	
	日用生活費、教養娯楽費、おむつ代等	実費

※介護度に応じた基本利用料は事業所の通常サービス提供時間の料金です。

なお、利用時間によっては別に定めてありますのでご相談下さい。

※通常の送迎範囲を超えた場合の送迎費

通常の送迎範囲外、片道1km当たり47円をご負担いただきます。

※利用者が選定する特別な食事に関する費用

あらかじめ、利用者の選択により外食・注文食・行事食など、

上記に定める通常の食事提供に要する費用では、困難な食事の額については

その実費相当額をご負担いただきます。

- ①提供を受ける通所介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払い頂きます。
- ②事業所では翌月15日位までにサービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細を作成し、請求書に添付して送付します。
- ③毎月の利用料は、翌月26日までに預金口座自動振替の制度でお支払い下さい。  
(他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出下さい。)

## 9. 苦情申し立て

当事業所において以下の窓口をもうけ、別途定める規定により対応を行います。

担当者名	平嶋 恵子
苦情申し立て方法	当事業所内に投函箱を用意しております。 また、電話、FAXでも受け付けております

電話番号	TEL055-226-6580	FAX055-226-6503
------	-----------------	-----------------

上記のほかに、次の機関へも苦情申し立てができます。

市町村担当窓口 甲府市福祉支援室長寿介護課経営係 TEL055-237-54  
 国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口 受付：水曜日 TEL055-233-9201  
 苦情処理第三者委員

委員名	住所	電話番号
前島 守	甲府市丸の内2丁目24-7	055-224-3062
内藤 いずみ	甲府市増坪町554番地	055-241-3258

#### 10. 緊急時の対応

サービス利用中に、体調の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに、主治医や家族に連絡する等の必要な措置を講じます。

#### 11. 非常災害時の対策

消防計画その他災害対策計画に基づき、対応を行います。

#### 12. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合には、いつまでも交付します、お申し出下さい。

#### 13. 事故発生時の対応

介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに家族及び後見人に連絡を行うと共に、利用者に対して、応急処置、医療機関への搬送等必要な処置を講じます。発生した事故は、内容によっては基準に基づき、保険者、居宅支援事業所への報告を行います。事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。但し、事業者側に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

#### 14. 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価は実施しておりません。

令和 年 月 日

デイサービスあかし NT のサービス提供に際し、本書面に基づき説明を行いました。

認知症対応型及び介護予防認知症対応型

通所介護事業所 デイサービスあかし NT 説明者 \_\_\_\_\_

デイサービスあかし NT のサービス提供について本書面をもって説明を受け、同意しました。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

身元引受人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

**指定通所介護【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)】**  
**【重要事項の説明書】**

**1. 事業者の名称**

事業者の名称	社会福祉法人 日新会
所在地	山梨県甲府市上町2473番地
代表者氏名	理事長 平嶋 道治
電話番号 : 055-226-6580	FAX番号 : 055-226-6503

**2. 事業所の名称**

事業所の名称	通所介護事業所 デイサービスあかし
事業所の所在地	山梨県甲府市上町2473番地
サービスの種類1	生活介護
サービスの種類2	自立訓練(機能訓練)
サービスの種類3	自立訓練(生活訓練)
主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者
事業所番号	1910102431 平成31年1月1日指定
管理者氏名	小松 和彦
電話番号 : 055-226-6580 内線(140)	FAX番号 : 055-226-6503
利用者定員	40名(1日)高齢者介護含む

**3. グループの事業所**

事業の種類	介護保険		利用定員
	指定年月日	指定番号	
ユニット型介護老人福祉施設	平成15年3月24日	1970101166	57人
認知症対応型共同生活介護	平成15年4月1日	1970101174	18人
通所介護	平成15年5月1日	1970101216	40人
居宅介護支援事業	平成15年5月6日	1970101547	
短期入所生活介護(併設型)	平成20年10月1日	1970101166	20人
短期入所生活介護(空床型)	平成16年5月1日	1970101166	空床と同数
認知症対応型通所介護	平成20年10月1日	1990100172	12人
地域密着型介護老人福祉施設	平成24年12月3日	1990100396	29人
地域密着型通所介護	平成25年9月1日	1970103832	15人

**4. 営業時間等**

サービスの提供日	年中無休
通常サービス提供時間	9:00~16:15
営業時間	8:15~17:15

**5. 事業の方針と目的**

①方針 : 指定共生型生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)の提供にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の居住する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス、保健医療サービス
---

を提供するものとの密接な連携に努めるものとします。

②目的：社会福祉法人日新会が運営するデイサービスあかしにおいて実施する指定障害福祉サービス事業の共生型生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）の適正な運営を確保するために必要な人員、および運営管理を図るとともに、利用者の意思、および人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。また、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導訓練を行うことを目的とします。

## 6. サービスの内容と注意事項

- ①送迎、健康管理、機能訓練、食事提供、入浴介助（一般浴、特別浴）口腔機能向上、栄養改善、大人の学校（各種学習）のサービスを行います。
- ②このサービスの提供にあたっては、あなたの身体状況の軽減もしくは悪化防止になるよう、適切にサービスを提供します。
- ③サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすく説明します。不明な点はいつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ④サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全衛生に常に注意します。特に利用者の身体に接触する設備備品等については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。

## 7. 職員体制

職種	数	区分				職務内容資格等	
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			従業者、業務の管理指揮命令	
機能訓練指導員	3	1	1		1	機能訓練：理学療法士・柔道整復師	
生活支援員	14	8	1	6		障害者の生活介護、訓練等	
看護職員	3				3	健康管理	
運転手	3				3	利用者の送迎	

## 8. 通常の事業の実施地域

甲府市・笛吹市（石和町）昭和町・中央市・南アルプス市（詳細は相談による）

## 9. 個別支援計画

当事業所では、利用者の心身の状況やご希望を踏まえたうえで、解決すべき課題と意向を把握し、生活介護、機能訓練の目標及び達成時期、サービスの内容やサービスを提供するうえでの留意点を盛り込んだ「個別支援計画」を作成します。また、この「個別支援計画」は、利用者及び家族の同意を得、その写しを利用者又は家族に交付します。「個別支援計画」については6か月1回以上定期的に見直すほか、計画変更の必要が生じた際には、その都度見直しを行います。機能訓練の目標については概ね3か月に1回見直しを行います。また、利用者及びその家族は申し出によりいつでも計画の見直し、変更ができます。

## 10. 利用料

（表示：単位数）

	生活介護（※）	697
	機能訓練（※）	721
	生活訓練（※）	690

共生型介護 サービス費用 (1日につき)	初期加算（利用開始日から30日を限度）	30
	欠席時対応加算（月4回を限度）	94
	食事提供体制加算	30
	入浴支援加算	80
	利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）	150
	福祉・介護職員等待遇改善加算Ⅱ（1月につき）	
	生活介護	所定単位数×80/1000
	機能訓練・生活訓練	所定単位数×134/1000
	※甲府市は地域区分が「7級地」であるため上記の単位数に10.18円を乗じた金額から負担割合証に応じた金額が自己負担額となります。但し、負担上限月額までとします。	
その他の費用	食費 ※食事提供体制加算対象者は減額の措置があります。	朝食 380円 昼食 500円（おやつ含む） 夕食 500円
	利用者が選定する特別な食事に関する費用 ※予め、利用者の選定により外食、注文食、行事食など、上記に定める通常の食事の提供に要する費用では困難な食費の額については、その実費相当額をご負担いただきます。	
	通常サービス提供時間外延長 サービス（16：15～18：00）	1時間延長ごとに 500円 ※1時間未満の場合も、500円となります。
	洗濯代	1枚88円
	日常生活費、教養娯楽費、オムツ代（生活介護は除く）等	実費
	通常の送迎範囲外、片道1km当たり	47円をご負担いただきます。

①事業所では、あなたに対し、翌月の15日くらいまでにサービスの提供日、当月の利用料金等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

②毎月の利用料は翌月26日までに預金口座に自動振替の制度でお支払いください。

【償還払い】事業者が自立支援給付等の代理受領を行わない場合は、自立支援給付の基準額の全額をいったん支払いいただき、お住いの市町村に「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて申請すると自立支援給付等が支給されます。

## 11. 苦情の申し立て

当事業所において以下の窓口を設け、別途定める規定により対応を行います。

担当者	平嶋 恵子
苦情申し立て方法	当事業所内に投函箱を用意しております。 また、電話、FAXでも受け付けております。
電話番号	055-226-6580 FAX番号 055-226-6503

上記のほかに、次の機関へも苦情申し立てができます。

市町村担当窓口 甲府市福祉支援センター 055-237-5484

国民健康団体連合会 苦情相談窓口 055-233-9201 【受付】水曜日 9:00～16:00

※苦情処理第三者委員

委員名	電話番号
前島 守	055-224-3062
内藤 いずみ	055-241-3258

12. 緊急時の対応

サービス利用中に、体調の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医や家族に連絡する等必要な措置を講じます。

13. 非常災害時の対策

消防計画、その他災害対策計画に基づき、対応を行います。

14. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合には、いつでも交付しますのでお申し出ください。

15. 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価は実施しておりません。

令和 年 月 日

デイサービスあかしの提供に際し、本書面に基づき説明を行いました。

説明者

利用者住所

氏名

印

利用者代理人住所

氏名

印